

小石川後樂園マネジメントプラン

小石川後樂園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

目次

はじめに	9-3
I 小石川後楽園の基本的事項	9-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 小石川後楽園の開園概要	9-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 小石川後楽園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	9-8
2 取組方針	9-10
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
IV 図面・写真	9-18
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
小石川後楽園の現況写真	
<資料編>	9-23
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 小石川後楽園に関する資料	



はじめに

「小石川後樂園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 小石川後楽園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第5・5・11号後楽園公園
- ・位置 文京区後楽一丁目及び春日一丁目各地内
- ・面積 22.10ha
- ・種別 総合公園
- ・決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号
(最終) 昭和45年8月7日 東京都告示第842号

(2) 小石川後楽園の基本的な性格・役割

本園は区部中部に位置する都市計画公園である。本園は、六義園とともに江戸の二大庭園に数えられていたものであり、江戸時代初期、寛永6年に水戸徳川家の祖である頼房によって築かれ、二代藩主の光圀の代に完成をみたとされている。光圀は作庭に際し、明の儒学者である朱舜水の意見を取り入れ、中国の教え「(士はまさに)天下の憂いに先だつて憂い、天下の楽しみに後れて楽しむ」から「後楽園」と名づけられた。明治時代には、敷地の一部が兵部省所管となり、明治天皇の行幸や外国人観覧者も多く訪れる名園として、世界的に知られるようになり、以降、震災や戦禍をこえ、昭和27年3月に国の特別史跡及び特別名勝に指定されている。江戸庭園の典型である回遊式築山泉水庭園であり、旧芝離宮恩賜庭園とともに、今に残る最も古い二大庭園のひとつである。

本庭園は文化財庭園として、その歴史的文化的価値を広く後世に伝える役割を担っており、また、歴史・文化・自然を兼ね備えた庭園として、都市空間にうるおいと風格を与え、多くの人々に利活用されることによって現代の文化的生活に寄与する役割を有している。また、平成16年には、東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に定められ、平成20年には、景観法により景観重要公共施設(景観重要都市公園)に指定されている。

なお、東京都地域防災計画及び文京区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

2 過去の取組の成果等

(1) 過去の取組の成果

「小石川後楽園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○庭園の文化を世界に発信する都立庭園

多言語パンフレットの作成、配布、無料Wi-Fiサービスの提供などを実施した。

○貴重な文化財を後世に引き継ぐ都立庭園

唐門の復元整備工事を実施した。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立庭園

デジタルサイネージの設置など、避難場所としての防災施設の整備を行った。

- 都民や企業等とパートナーシップを推進する都立庭園
庭園ガイドボランティアによるガイド活動が実施された。

(2) 小石川後樂園の方針と取組内容

本公園は、過去7年間、以下のような方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

- ・庭園管理の技術・技能を継承し、文化財庭園としての価値を高める。
- ・文化財庭園の特色ある魅力を高め、サービス向上につなげる。
- ・江戸・東京を代表する都立庭園の歴史と文化を世界に発信する。

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・都市づくりのランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成31年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年7月）
- ・文京区地域防災計画（平成30年度修正）
- ・東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）（平成29年3月）
- ・東京都における文化財庭園の保存活用計画（小石川後樂園）（平成29年11月）

Ⅱ 小石川後楽園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名 称	都立小石川後楽園（こいしかわこうらくえん）
開 園 日	昭和 13 年 4 月 3 日
開園面積	70,847.17 m ² （令和 4 年 9 月 1 日現在）
公園種別	総合公園
入 園 料	一般 300 円、65 歳以上 150 円 ※小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料
所 在 地	文京区後楽一丁目
アクセス	都営地下鉄大江戸線・JR 総武線・東京メトロ東西線・有楽町線・南北線「飯田橋」、東京メトロ丸の内線・南北線「後楽園」 JR 総武線・都営地下鉄三田線「水道橋」

(2) 主な公園施設

大泉水、得仁堂、円月橋、内庭、梅林、ショウブ田、稲田、集会場（涵徳亭）、唐門

2 利用状況等

(1) 利用概況

梅、桜、花菖蒲、紅葉などの植物の見頃時期の利用が多い。比較的年輩の利用者が多く、大泉水の周囲を回遊して庭園を鑑賞する利用形態が多くみられる。

(2) 利用者動向

・年間利用者数の推移

年度	3 年度	2 年度	元年度	3 0 年度	2 9 年度
年間総計（人）	109,324	96,385	309,248	338,557	402,802

・月別利用者数の推移

3 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年間総数 （人） 109,324	0	0	9,595	5,917	4,919	10,370
	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
	12,817	33,411	18,838	4,035	0	9,422

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、以下の期間については臨時休園とした。

令和 2 年 3 月 28 日～令和 2 年 5 月 31 日

令和 2 年 12 月 26 日～令和 3 年 6 月 3 日

令和 4 年 1 月 11 日～令和 4 年 3 月 21 日

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

3 団体・約 224 名が、ガイド活動などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（令和 3 年度実績は資料編参照）

「竹細工教室」「庭園ガイドボランティア」などが行われた。

Ⅲ 小石川後楽園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：東京2020大会をレガシーとして継承する都立庭園

【プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト】

障がい者や高齢者等の社会的障壁の除去を推進するために東京2020大会に向けてユニバーサルデザイン化した施設について、適切な維持管理を行っていく。

また、大会の機運を高めるため実施してきたイベントについては、大会レガシーとして継続するとともに、さらなる発展を促進する。

◎主な取組確認項目：施設管理の取組、大会レガシーとしての取組

■目標2：貴重な文化財を後世に引継ぎ庭園の文化を世界に発信する都立庭園

【プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト】

多様な「和」の体験プログラムの提供、東京の日本庭園の連携による魅力の発信、外国語によるガイドなど案内機能の強化等により、東京を訪れる国内外の人々をはじめとする様々な来園者に対し、庭園の文化を発信していく。

また、より多くの方々に庭園の魅力を伝えるため、デジタル技術の活用などを通して情報や魅力の発信を強化する。

貴重な文化財を後世に引き継ぐため、作庭意図を踏まえた質の高い管理を行うとともに、庭園内施設の復元・修復に努める。また、無料Wi-Fi利用環境の充実などにより、誰もが利用しやすい庭園づくりを進めていく。

◎主な取組確認項目：“おもてなし”の取組、復元・修復等の取組

■目標3：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立庭園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

- ・東京都震災対策条例に基づく指定避難場所（全域）
- ・文京区地域防災計画による指定避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標4：独自の魅力づくりに取り組む都立庭園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

庭園の魅力を向上させ、利用促進につなげるため、国指定文化財として適切に保存・活用するとともに、庭園の価値を積極的に掘り起こし、庭園独自の魅力をアピールしていく。

また、より多くの方々に庭園の魅力を伝えるため、デジタル技術の活用などを通して情報や魅力の発信を強化する。

◎主な取組確認項目：魅力発掘の取組

■目標5：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立庭園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立庭園の魅力をさらに高め、都民にとって都立庭園をより身近な空間とするため、庭園ボランティアやNPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに庭園の管理運営を進めていくとともに、管理所を庭園情報の受発信の拠点としていく。

また、まちの賑わいや回遊性、緑の連続性等を向上するため、隣接する都市計画特許事業による施設や事業者等と連携していく。

さらに、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

2 取組方針

「東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）」（平成 29 年 3 月、東京都建設局公園緑地部）及び「東京都における文化財庭園の保存活用計画（小石川後樂園）」（平成 29 年 11 月、東京都建設局公園緑地部）（以下、「保存活用計画」という。）に基づき、ゾーン別の基本方針を定めるとともに、各ゾーンの特徴をふまえた維持管理・運営管理、ならびに修復・復元に係る基本的な方針について、次のように定める。

（1）ゾーン別基本方針

「保存活用計画」に基づきゾーンを定め、目標に関する具体的記述をゾーン毎に行い、管理運営及び修復・復元の取組方針を定めるうえでの方向性を示す。

1：大泉水とその周辺の景観ゾーン

本園の主要景観である大泉水を中心とした特徴的な景を保存活用する。

＜ゾーン内の主な施設＞

- ・大泉水（だいせんすい）
- ・小廬山（しょうろざん）
- ・延段（のべだん）
- ・九八屋（くはちや）
- ・一つ松（ひとつまつ）
- ・シダレザクラ
- ・白糸の滝
- ・蓬莱島（ほうらいじま）

2：通天橋・大堰川・渡月橋・西湖の堤を結ぶ河川の景観ゾーン

名勝地になぞらえた河川景観の修景とその雰囲気を一帯の河川景観として保存活用する。

＜ゾーン内の主な施設＞

- ・大堰川（おおいがわ）
- ・西湖の堤（せいこのつつみ）
- ・通天橋（つうてんきょう）

3：清水観音堂・小廬山・得仁堂・円月橋・愛宕坂・八卦堂・小町塚などの山中の景観ゾーン

特徴的な庭園要素を配した山中の景観として保存活用する。

＜ゾーン内の主な施設＞

- ・得仁堂（とくじんどう）
- ・円月橋（えんげつきょう）

4：稲田・菖蒲田・梅林等東北部一帯の田園の景観ゾーン

日常的な景観要素を活かした、素朴な田園景観として保存活用する。

＜ゾーン内の主な施設＞

- ・稲田
- ・梅林

5：芝生広場（涵徳亭側庭門内広場）の景観ゾーン

涵徳亭から大泉水や河川の景観が楽しめる景観を保存活用する。

6：入口広場（涵徳亭側庭門外広場）の景観ゾーン

庭園の入口として活用する。

7：内庭の景観ゾーン

唐門の復元により、庭園の入口としてふさわしい品格ある景観を保存活用する。

＜ゾーン内の主な施設＞

- ・内庭

8：外周ゾーン

緩衝植栽を維持するとともに、バリアフリー園路や庭園管理を担う場所として活用する。

J：樹林ゾーン（外周緩衝植栽ゾーン）

外周の緩衝植栽ゾーンは、隣接する景観ゾーンとの調和を図り、外部からの環境圧を緩和する植栽として対応していく。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する庭園外縁部

本庭園の外縁部で、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、民有地等に対して良好な景観の提供を図る。民有地等と直接境界を接する所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などにより、直接的な悪影響等を及ぼさないよう留意する。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	(庭園関係)	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	私有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 小石川後樂園



凡 例

記号	名称
①	大泉池景観ゾーン
②	河川景観ゾーン
③	山中景観ゾーン
④	田園景観ゾーン
⑤	内庭景観ゾーン
⑥	芝生広場景観ゾーン
⑦	入口広場ゾーン
J	樹林ゾーン
Q	外縁部ゾーン

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都緑化/2500の地図図を使用して作成したものである。(承認番号) 26都基文第350号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病害虫被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本庭園の維持管理における留意事項

①作庭意図の尊重

庭園のもつ特性を正確に把握し、各時代の作庭意図を尊重しつつ、「保存活用計画」に基づき、文化財庭園としての価値と内容を確保する。

- ・本庭園は、独立した景観のまとまりを見せながら、それらを巧みな手法で結びつけており、景観の移行について使われているきめ細やかな配慮や技法を十分理解し、庭園全体をひとつの景観の流れとして鑑賞できるような管理を行う。
- ・効果的な視線誘導に配慮した順路景観の維持に努める。
- ・シダレザクラをはじめとする主要な樹木の保全や、華やかな景観を提供する菖蒲田や梅林を良好に維持する。
- ・維持管理にあたっては、庭園のもつ静謐な空間を損なうことのないように、作業等について格段の配慮をする。

②外周部の景観の維持

庭園の外壁や石垣、大径木の樹林などは、東京の風格あるまちの景観を形成しているため、庭園の外周部についても、周辺と調和のとれた維持管理を行う。

③文化財に対する意識と事前協議の徹底

庭園の持つ文化遺産としての本質的価値を把握し、文化財保護法に従って庭園の価値を保存管理する。なお、年度当初に所在地の文化財担当課（教育委員会事務局等）と当該年度の維持管理及び修繕、補修、改修について事前協議を行い、文化財保護法第125条に基づく現状変更許可申請について調整する。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」

都立庭園において、日本の多様な伝統文化を体験できるプログラムを実施することなどにより、国内外からのお客様をおもてなしする取組を進める。

②東京の日本庭園の連携による魅力の発信

都内の官民それぞれの庭園が連携し、共通ガイドブックの作成や外国人観光客を対象とした庭園周遊ツアーの実施などを通して、庭園の魅力を広くアピールする。

③国内外からのお客様への案内機能の強化

ガイドボランティアによる案内の充実、ICTを活用したガイドサービスの導入などにより、庭園の案内機能の強化を図る。多言語表記によるホームページや解説資料、外国語によるガイドを充実させるなどの取組により、海外からの来園者へのサービスを向上させる。

④周辺施設や企業との連携

地元自治体や周辺施設、民間企業等との連携を強化することにより、庭園のプロモーションの積極的な展開、庭園をめぐるスタンプラリーの実施、ウエルカムチケットの活用など、新たな客層の獲得につながる魅力づくりや利用者サービスの向上を図っていく。

⑤稲田を利用した都民協働

「農民の苦勞を知る」という稲田の意義をふまえ、引き続き都民協働により伝統行事を継承していく。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

(5) 改修・再整備の取組について

庭園の歴史的変遷や作庭意図を理解し、継続的かつ計画的に庭園内の各施設の修復を行う。時代によって変遷する来園者ニーズに対しては、文化財の保存と均衡を保ちながら可能な限り対応できるよう努力する。修復及び安全性や快適性を長期的に確保していくための改修等は「保存活用計画」に基づき実施し、修復、改修、再整備の対象となる施設の現況特性に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①施設の復元・修復

貴重な文化財を後世に引き継ぐため、大泉水護岸の修復など庭園内施設の修復及び庭園内建築物の復元などを行う。

②災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化・充実に向け、防災関連施設の計画的な整備を行う。

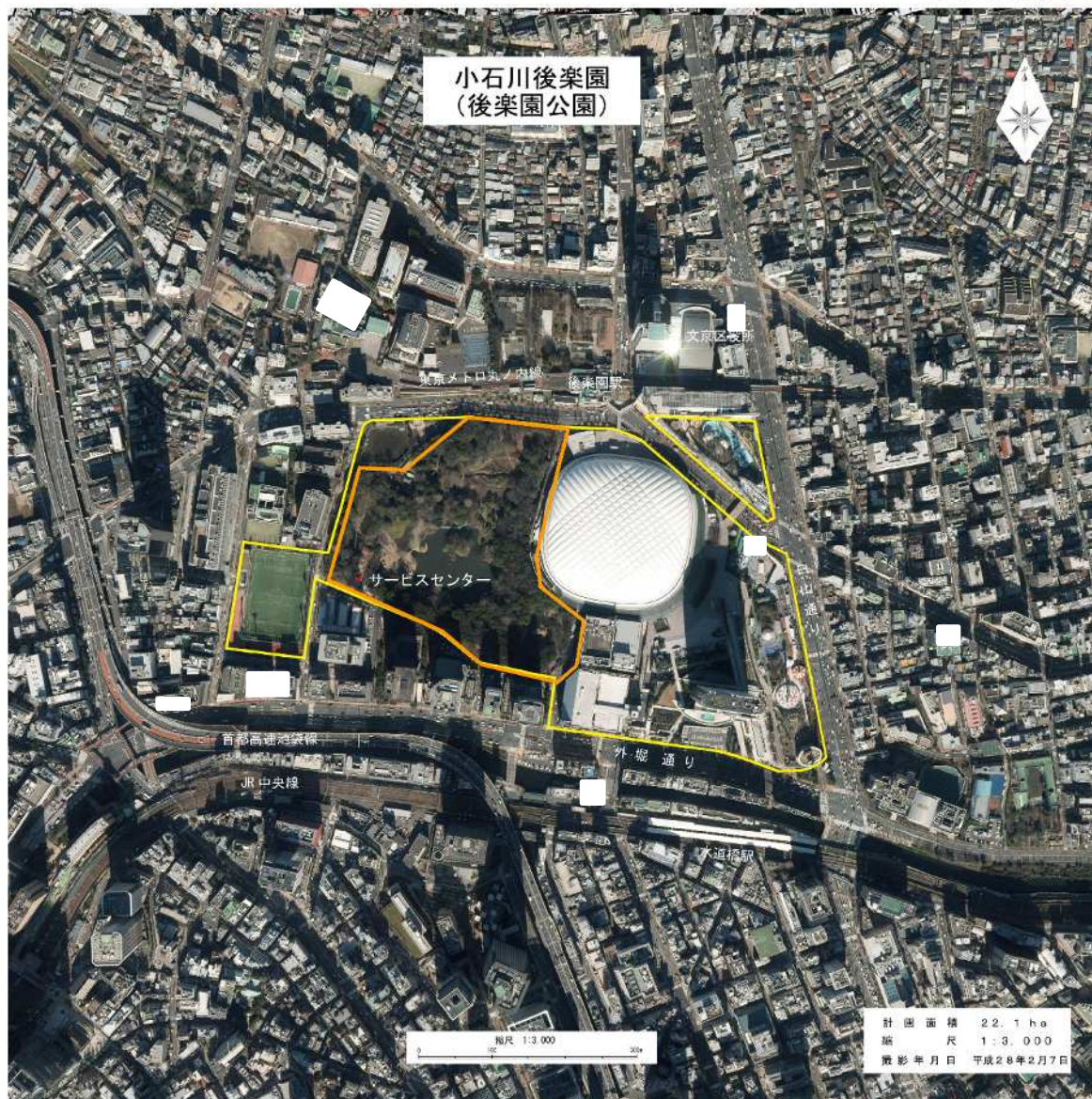
IV 図面・写真

現況平面図 小石川後樂園（令和3年4月1日時点）



周辺土地利用図（空中写真）

小石川後樂園

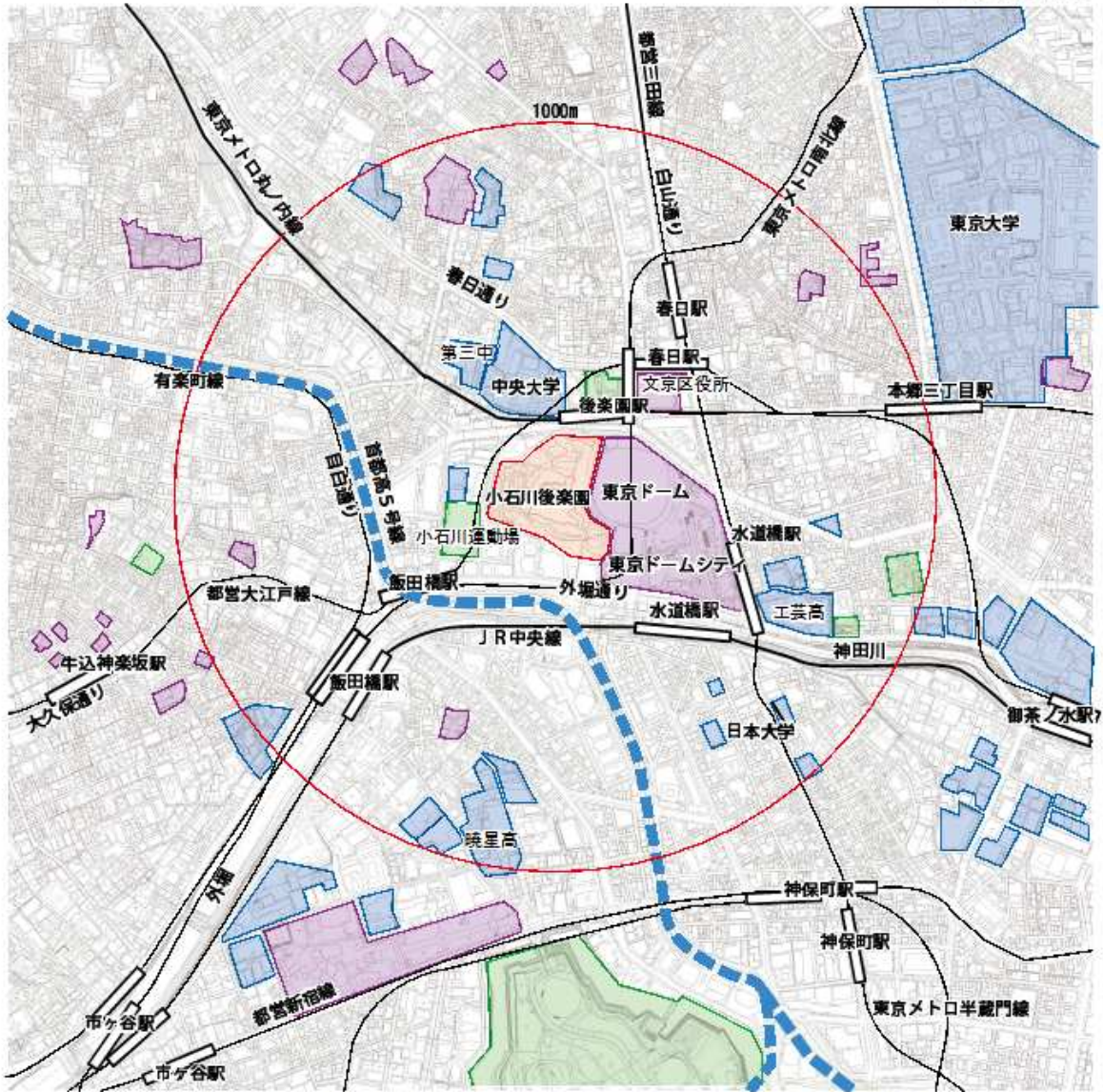


- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

©東京都

周辺土地利用図（地図）

小石川後楽園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道

0 500 1000M



小石川後樂園の現況写真 【令和4年6月撮影】

① 枝垂桜



⑤ 松原・九八屋



② 一ツ松



⑥ 花菖蒲田と藤棚



③ 白糸の滝



⑦ 門月橋



④ 丸屋



⑧ 梅林 (奥側)



⑨ 舟着



⑬ 紅葉林



⑩ 蓬萊島



⑭ 西湖の堤



⑪ 内庭



⑮ 築山から大堰川を見る



⑫ 木曾川と延段園路



⑯ 涵徳亭

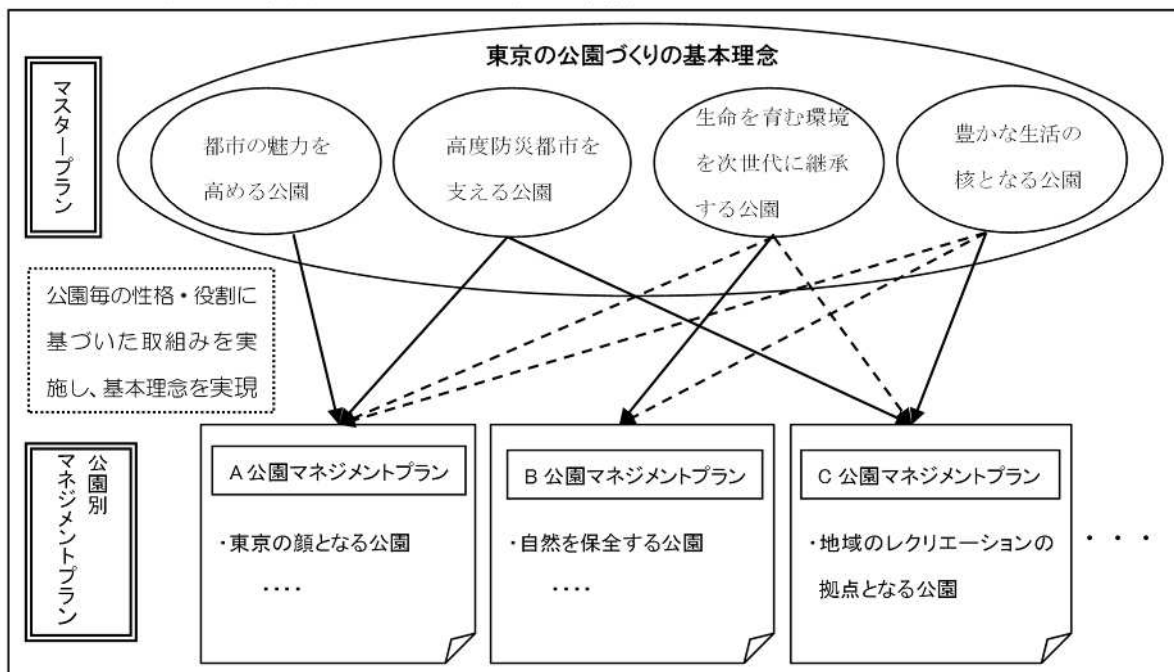


<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、小石川後樂園が担うことになるプログラムには◎を、小石川後樂園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 小石川後樂園

基本理念	プロジェクト	プログラム		
都市基本理念 魅力1を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピックをレガシーとした公園の整備	◎
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	◎
			多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	◎
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	(1)庭園・植物園・動物園での「おもてなし」	文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」	◎
			東京の日本庭園の連携による魅力の発信	◎
			国内外からのお客様への案内機能の強化	◎
		(2)文化財庭園の保全・再生	文化財庭園の施設の復元・修復	◎
		風格ある庭園景観の保全	◎	
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
高度基本理念 都2市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
	(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎	
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
			気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	公園施設の適切な点検と維持・更新	○
		環境負荷の少ない公園づくり	○	
基本理念 生命を継承する公園環境を次世代に育む3	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	既存公園の再生整備	○
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	○
		多摩の森林の大切さを公園でアピール	○	
豊かな生活4の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	○
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
			鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	◎
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○		

資料2 小石川後樂園に関する資料

(1) 庭園の沿革

大正 12 年 3 月 1923 年	史蹟名勝天然記念物保存法により史蹟名勝に指定された。 面積 17,678 坪
大正 12 年 9 月 1923 年	大震災により、西行堂、九八屋、得仁堂、丸屋、唐門、萱門、赤門を残して、他は消失し、池縁の岩組等も損傷した。
昭和 2 年 1927 年	工廠は、九州小倉に移転されることになり、本庭園は文部省の所管となった。
昭和 11 年 12 月 1936 年	東京砲兵工廠の移転完了に伴って東京市が管理者に指定され管理引継をうけた。
昭和 12～13 年 1937～1938 年	復旧の工を起し涵徳亭の復旧、正門及び裏門の建設並びに園路、橋、その他の修理をして開園に備えた。
昭和 13 年 4 月 1938 年	東京市告示第 141 号により開園。面積 20,830 坪 29
昭和 13 年 4 月 1938 年	史蹟名勝指定区域の一部 6 坪 95 の解除と 2,610 坪 87 の追加指定があった。指定面積 20,281 坪 92 となる。
昭和 20 年 1945 年	戦災により樹木は若干の損傷ですんだが、西行堂、九八屋、丸屋、唐門、萱門等が焼失した。
昭和 27 年 3 月 1952 年	文化財保護委員会告示第 34 号により特別史跡名勝に指定された。
昭和 34 年 1959 年	九八屋及び丸屋が再建された。
昭和 40 年 8 月 1965 年	不法占拠物件の撤去並びに整備が完了したので、公園区域が 1,986.71 m ² 追加された。
昭和 45 年 8 月 1970 年	東京都告示第 842 号により、都市計画変更
昭和 47 年 4 月 1972 年	無料公開
昭和 54 年 4 月 1979 年	庭園の無料化により利用者の増大に伴い、庭園の荒廃化等もあり。庭園の文化財的価値が再認識され、自然環境保全の立場からも庭園の保護についての関心が高まった。庭園の管理はどうあるべきかを検討するため、昭和 51 年 2 月、東京都公園審議会に「庭園（植物公園も含む）の管理のあり方について」を諮問し、昭和 53 年 11 月 22 日答申を受け、その趣旨を尊重し、再度庭園部分を有料化した。
昭和 55 年 1980 年	両年度にわたり補修工事（主として、建物外周周り土間三和土打替、屋根萱替、建具金物取付）を行った。
平成 16 年 2004 年	東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に定められる。
平成 20 年 2008 年	東京都景観計画により、景観重要公共施設（景観重要都市公園）に指定されている。
令和 2 年 12 月 2020 年	昭和 20 年(1945 年)の空襲により焼失し、基壇と石段、石積のみが残されていた唐門に関して、復元工事を実施し、令和 2 年 12 月 19 日から一般公開された。

(2) 庭園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・庭園は小石川台地の先端にあり、神田上水の分流を引き入れ築庭された。
- ・除伐等によりかなりの本数が減らされ常緑広葉樹の比率が増加している。
- ・低木は周辺部において、アオキ、ヤツデが多い。
- ・地被ではアズマネザサ、コグマザサ、オカメザサの3種が多い。

2) 社会的環境

- ・庭園の東部には東京ドームや東京ドームシティアトラクションズ等大規模な行楽施設がある。
- ・庭園の南部には高層ビル群がある。
- ・公園の南西部に都営地下鉄大江戸線の飯田橋駅が徒歩3分ほどに位置する。また、同方向にはJR総武線、東京メトロ東西線・有楽町線・南北線の飯田橋駅が徒歩8分ほどに位置する。

(3) 園内のトピックス

①大泉水

本庭園の中心的景観を構成するものである。蓬莱島と竹生島を配し、海の景色を造り出したもので、昔はこの池で舟遊びをしたといわれている。

②小廬山

一面笹類でおおわれた円い小山である。その姿、形が中国の名勝地・廬山に似ていることから江戸の儒学者・林羅山が名づけたもので、山頂より庭園を見おろせる。

③大堰川

この庭園で川の景色を代表する場所である。その名は、京都嵐山の下を流れる大堰川にちなんでおり、昔は神田上水から水車で水を汲みあげて流していた。

④得仁堂

この建物は、光圀18歳の時、史記「伯夷列伝」を読み感銘を受け、伯夷、叔斉を評して「求レ仁徳レ仁」と語ったことによる。

⑤円月橋

光圀があつくもてなした明の儒学者朱舜水が設計したといわれる石橋である。水面に映る様子が満月のように見えるので、この名がついた。

⑥九八屋

松林の中に立つ、茅葺の風流な建物である。江戸時代の酒亭を庭の景観としてとり入れたものである。もとの建物は戦災で消失したため昭和34年に復元され、平成25年改修された。亭名の九八は、江戸時代、「酒は昼は九分目、夜は八分目が適量」といわれたことに由来する。

⑦西湖の堤

中国の杭州（現在の浙江省）の西湖の堤を模したもの。大堰川の下流に一直線に走る石堤は、この庭園の円月橋とともに日本庭園史に特筆される建造物である。

(4) 利用状況等データ

1) 有料施設の利用状況 (件)

施設名	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
涵徳亭	311	301	1,121	461	2,404

2) 公園占用の状況 (件)

項目	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
写真撮影	120	198	216	271	218
映画等の撮影	6	16	35	45	70
その他	16	5	7	7	5

3) 主な催し物 (令和3年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	竹細工教室	7月14日	39
	2	花菖蒲を楽しむ	6月30日/ 11月21日	1,719
	3	七夕飾り	7月3日 ～7日	942
	4	唐門復元1周年記念事業	10月30日～ 11月3日	3,800
	5	伝統技能見学会	11月17日	100
	6	正月開園・催し	1月2、3日	1,647
都民協働	1	庭園ガイドボランティア	3月27日	10
	2	田植え	5月	—
	3	案山子づくり、稲刈り	10月8日	99
自主事業	1	日本文化体験	10月3日	21
	2	園内施設の特別公開	10月30日/ 11月3日	2,731
	3	紅葉めぐりスタンプラリー	11月3日 ～30日	スタンプ 読取数 721回

4) 主な活動団体 (令和3年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
文京区立柳町小学校	田植え、案山子づくり、稲刈り	80
NPO法人 小石川後楽園庭園保存会	イベント協力、調査活動	100
小石川後楽園ガイドクラブ	庭園ガイドの実施	44